

様式第 1

意見書

平成18年 5月 10日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム
座長 東邦 仁虎
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見募集」に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見募集」
に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

(1) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方

1. 2

1) 「指定電気通信設備の範囲として、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合、指定電気通信設備の範囲として具体的にどのような範囲を想定することが適切と考えられるか。」

●意見

日本の携帯電話では、通信ネットワークと一体化したキャリア端末（通信事業者がネットワークと一体的に販売している端末）が主流であり、このような通信ネットワークと不可分な設備であるキャリア端末については、指定電気通信設備の範囲とすべきと考える。

2) 「市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しが必要と考えられるが、具体的にどのようなレビュープロセスを確立することが適切と考えられるか。その際、現在総務省で行なわれている競争評価について、当該施策の有する事後的な側面、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。」

●意見

物理網レイヤー、通信サービスレイヤーでの競争評価は、BtoBのモデルが中心となるが、前段で指定電気通信設備の範囲としたキャリア端末は最終ユーザーを対象としたBtoCモデルが中心であるためユーザビリティ調査（ユーザーに実際に操作をさせて利用上の問題点等を検証する）等の評価が必要だと考える。

(3) ネットワークの中立性の確保の在り方

3. 2 「ネットワークの中立性という用語は確定的な定義が存在しないものの、本懇談会における議論においては、(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方という2つの視点から本件を取り上げることを想定している。これに関し、上記(a)及び(b)以外に検討すべき視点が存在するかどうか意見を求める。」

●意見

今後実現するユビキタス環境を考えると他メディアとの融合(PCと携帯電話の融合、放送と通信の融合等)における競争環境を見据えた視点が必要だと考える。

3. 4 「第二に、上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方に関し、以下の点について意見を求める。」

1) 「本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の根拠としてどのような事案が考えられるか)。」

●意見

下位レイヤーの通信事業者等が意図するしないに関わらず公正競争を阻害するような問題が発生する環境にあるため、具体的な事例も散見されるようになっていると考える。

下位レイヤーのプラットフォーム環境によって上位レイヤーの事業者は、ビジネスモデルを制限される等の大きな影響を受ける。よって携帯電話網での周波数帯の独占的使用等の優位な条件にある下位レイヤー事業者が、上位レイヤーへの進出にあたっては、公正な競争環境が実現できる要件を充たす事が必要だと考える。具体的な要件に関しては、行政や専門の第三者機関によるガイドライン等の制定が必要だと考える。

2) 「本件に係る議論においては、通信網を設置・運営している設備ベースの電気通事業者全体が議論の対象となると考えられるか、それとも指定電気通信設備を保有する電気通事業者に限って議論の対象となると考えられるか。また、その論拠は何か。」

●意見

市場に対して一定の影響がある指定電気通信設備を保有する事業者を対象とすべきと考える。その認定にあたっては、通信サービスの規模によって市場に対する影響の度合いが大きく違うことを考慮する必要がある。

例えば、通信サービスの市場規模が、市場全体で 100 万加入者規模の通信サービスと 8000 万加入者の通信サービスを比較した場合、50%のシェアは、一方では 50 万加入者、他方は 4000 万加入者となり市場に対する影響は大きく違う。

よって対象とする通信サービスの世帯（人口）普及率に応じて指定電気通信事業者を認定するシェアを柔軟に設定すべきと考える。例えば、労働人口の大多数にあたる 8000 万加入の通信サービスに関しては、市場シェア 5%以上（400 万契約）の事業者が保有する設備を指定することが妥当だと考える。

（4）端末レイヤーにおける競争促進の在り方

4. 2 そこで、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から、以下の項目について意見を求める。

3) その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項はあるか。

●意見

キャリア端末によるビジネスモデルしか存在しない現状では、端末レイヤーにおける競争を促進する方策としては、MVNO事業者の参入による端末の多様化が有効だと考える。その場合、ネットワークインフラを提供するMNOとの間で端末接続テストに膨大な時間とコストがかかっている現状は早期に改善する必要がある。

欧米と同様に、ネットワークへの障害防止に要件をおいた最低限の検証項目によって端末接続テストが完了する環境が必要である。

（5）紛争処理機能の強化の在り方

5. 2

2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。

●意見

通信事業者間の通信ネットワーク接続に関する紛争だけではなく、通信ネットワークとコンテンツ・アプリケーション等のレイヤー間での紛争について現状紛争を解決する手段がないため当委員会の紛争事案の範囲とすることが必要だと考える。